

1	待機児童対策のための保育所面積基準の弾力化		子育て・福祉・健康																		
			義務付け・枠付けの見直し																		
団体名	東京都	人口	13,142,640人																		
事例のポイント	<p>○ 東京都では、待機児童が多く地価が高い地域の状況を踏まえ、東京都独自の基準に基づく「認証保育所」制度を運営している。</p> <p>○ 第1次一括法により改正された児童福祉法に盛り込まれた、待機児童が多い地域における保育所の国の基準を時限的に緩和できる特例措置を踏まえ、平成24年3月、条例において、年度途中で定員を超えた入所がある場合には、「認証保育所」制度の実績を踏まえ、国の基準を緩和した面積基準を策定。</p>																				
背景・目的	<p>東京都の保育所利用希望者数は年々増加しており、保育所の新規整備等により入所枠を拡大しているが、依然として8,000人を超える待機児童が存在している。</p> <p>保育所の増設で対応しているが、整備には多くの費用及び時間を要する。また年度途中に入所を希望する児童も多いことから、途中入所も考慮した対策が必要であった。</p>																				
内容	<p>従来、0・1歳児1人当たりの乳児室及びほふく室の面積については、国の省令基準でそれぞれ1.65㎡以上、3.3㎡以上とされていたが、第1次一括法で保育所の設備基準が条例委任され、さらに附則の規定により、待機児童が多く三大都市圏の住宅地の平均地価よりも住宅地の地価が高い地域で厚生労働大臣が指定する地域については、平成26年度末までは、合理的な理由があれば、通常よるべき基準(「標準」と異なった基準を設定できるとされた。</p> <p>この法改正を受け、平成24年3月、東京都では、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」において、0・1歳児の乳児室及びほふく室の1人当たりの面積を一律3.3㎡以上とした上で、待機児童が多いと認めた地域において年度途中で定員を超えて入所させる場合には、都独自の「認証保育所」制度の実績を踏まえて、保育の質が保てると判断し、2.5㎡以上に緩和した(同年4月施行)。</p> <p><国の基準と東京都の基準の比較></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>国基準</th> <th>東京都基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乳児室</td> <td>0歳児</td> <td>1.65㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>1.65㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ほふく室</td> <td>0歳児</td> <td>3.3㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>3.3㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※カッコ内は、待機児童が多いと認めた地域における年度途中の入所の場合</p>					国基準	東京都基準	乳児室	0歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)	1歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)	ほふく室	0歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)	1歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)
		国基準	東京都基準																		
乳児室	0歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																		
	1歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																		
ほふく室	0歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																		
	1歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																		
効果	<p>従来は、全国一律の基準であったが、自治体が行っている施策の実績を踏まえた基準を設定することで、地域のニーズにあった取組を実施できる。</p>																				
担当課 関連サイト	<p>東京都福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課</p> <p>http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninka/n_syousai.html</p>																				

2	待機児童対策のための保育所面積基準の弾力化		子育て・福祉・健康 義務付け・枠付けの見直し																		
	団体名	大阪市(大阪府)	人口 2,663,467人																		
事例のポイント	<p>○ 大阪市では、保育の質を確保するため、乳児室を従来から国の基準を上回る面積で運用していたところ、第1次一括法を受け「従うべき基準」とされた基準を上回る面積を引き続き確保して運用。一方で、待機児童対策のため、緊急避難的な措置としての保育所面積基準も策定。</p> <p>○ 余裕を持ったスペースでの保育が可能となったほか、待機児童が多い地域においては、ひとりでも多くの子どもを受け入れることで待機児童解消に資する。</p>																				
背景・目的	<p>大阪市では、保育所の認可基準のうち、乳児室の面積を従前から1人当たり5㎡以上として運用していた。しかし、保育所待機児童は200人以上存在しており、その認可基準を割り込むことのみをもって保育所への入所を断るのではなく、児童の安全性や受入体制を考慮して市長が適当と認める場合に、弾力的に運用し、ひとりでも多くの待機児童が保育所に入所できる措置を取ることを方針とした。</p>																				
内容	<p>従来、0・1歳児1人当たりのほふく室の面積については、国の省令基準で3.3㎡以上と一律に定められていたが、第1次一括法により改正された児童福祉法に基づき、条例で、平成24年4月、原則0歳児1人当たり面積を「5㎡以上」、1歳児1人当たり面積を「3.3㎡以上」と設定した(省令基準は従来の面積を「従うべき基準」としている)。</p> <p>ただし、国の基準が平成26年度末まで「標準」とされたことを踏まえて、待機児童が多いと市長が認めた地域の保育所は、0歳児・1歳児1人当たり面積を「1.65㎡以上」に緩和できるようにした(乳児室については、国の基準が1人当たり1.65㎡以上であり、国の基準と同じ)。この基準の運用に当たっては、児童一人につき1.65㎡以上を確保すれば、当然に保育の実施ができるかと解するのではなく、あくまで個々の保育所の状況を踏まえ、児童が安心・安全に過ごせる環境であることを確認して受入れを行うものである。</p> <p><国の基準と大阪市の基準の比較></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>国基準</th> <th>大阪市基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乳児室</td> <td>0歳児</td> <td>1.65㎡以上</td> <td>5㎡以上(1.65㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>1.65㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(1.65㎡以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ほふく室</td> <td>0歳児</td> <td>3.3㎡以上</td> <td>5㎡以上(1.65㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>3.3㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(1.65㎡以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※カッコ内は、待機児童が多いと認めた地域の保育所の場合の基準(平成27年3月31日までの特例措置) 当該基準の実施に当たっては、安全性や保育体制などを十分確認した上で、区保健福祉センター所長が決定</p>					国基準	大阪市基準	乳児室	0歳児	1.65㎡以上	5㎡以上(1.65㎡以上)	1歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(1.65㎡以上)	ほふく室	0歳児	3.3㎡以上	5㎡以上(1.65㎡以上)	1歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(1.65㎡以上)
		国基準	大阪市基準																		
乳児室	0歳児	1.65㎡以上	5㎡以上(1.65㎡以上)																		
	1歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(1.65㎡以上)																		
ほふく室	0歳児	3.3㎡以上	5㎡以上(1.65㎡以上)																		
	1歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(1.65㎡以上)																		
効果	<p>余裕を持ったスペースで保育を行うことが可能となり、保育の充実が図られた。ただし、待機児童が多い地域では、ひとりでも多くの子どもを受け入れることが可能となり、待機児童の解消に資する。</p>																				
担当課 関連サイト	<p>大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課 http://www.city.osaka.lg.jp/shimin_top/category/705-6-1-0-0.html</p>																				

3	私立保育所の認可及び指導監督		子育て・福祉・健康 条例による事務処理特例制度
団体名	たなべし 田辺市(和歌山県)	人口	80,117人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年4月、事務処理特例条例により、私立保育所の認可及び指導監督の権限が市に移譲され、市が市内の全保育所の運営状況等を把握できるようになった。 ○ 認可外を含めた公私両方の保育所について、保護者に対し、よりの確な情報提供が行えるようになった。 		
背景・目的	<p>田辺市には、保育所が公立 17 施設、私立 11 施設(認可7施設、認可外4施設)あり、あわせて約 1,500 人の乳幼児がこれらの保育所を利用している。児童福祉法上、児童の保育に係る一義的な責任は市町村が負っているところ、公立保育所における保育の実施主体は市である一方、私立保育所の認可及び指導監督は県が実施しており、市は私立保育所について運営の実態を直接把握することができなかった。</p>		
内容	<p>平成 23 年4月、事務処理特例条例により、児童福祉法上の私立保育所の認可及び指導監督の事務が市に移譲された。これにより、市が市内の全保育所について、立入検査等により運営状況等を把握できるようになった。</p>		
効果	<p>市が認可外を含めた公私両方の保育所について、運営状況等を把握できるようになった。また、保護者への情報提供の場面において、保護者に対し、よりの確な情報提供が行えるようになった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>田辺市保健福祉部子育て推進課 http://www.city.tanabe.lg.jp/kosodatesuishin/index.html</p>		

4	未熟児の訪問指導		子育て・福祉・健康 権限移譲												
団体名	かいせいまち 開成町(神奈川県)	人口	16,588人												
事例のポイント	<p>○ 開成町では、従来から母子保健に関する一義的な窓口として相談を受け付けているが、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等の業務については、神奈川県に事務・権限が残されており、保護者にとっては相談窓口が複数に分かれてしまうという課題が存在。</p> <p>○ 平成25年4月、未熟児の訪問指導等の事務・権限が都道府県並びに保健所設置市及び特別区からすべての市町村へ移譲されたことで、子育てに関する相談窓口が一元化され、保護者が日常的に相談しやすい環境を実現。</p>														
背景・目的	<p>開成町では、従来から母子保健事業として母子健康手帳の交付、新生児産婦訪問、乳幼児健康診査や健康相談・健康教室等を実施してきた。</p> <p>一方で、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等は、県の保健所が行っており、町が出生連絡票で対象者を把握した時点で、県保健所に連絡していた。</p> <p>県保健所の保健師が未熟児訪問指導をした結果は町に報告され、町からは乳幼児健康診査、健康相談や保健指導の実施状況を県保健所に連絡し、県保健所とケース支援の調整や必要な情報交換を随時行っていた。</p> <p>また、必要に応じ、県保健所の保健師と町の保健師と一緒に家庭を訪問するなどの支援を行ってきた。</p>														
内容	<p>第2次一括法による母子保健法の改正で、平成25年4月、都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理していた低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等の事務がすべての市町村に移譲され、町として母子保健に関する事務全般を一貫して実施できるようになった。</p> <p style="text-align: center;">開成町における支援状況</p> <table border="1" data-bbox="331 1205 1114 1379"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新生児家庭全戸訪問</td> <td>179件</td> <td>153件</td> <td>143件</td> </tr> <tr> <td>未熟児訪問指導</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>11件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※平成24年度以前の未熟児訪問指導は神奈川県が実施</p>				平成23年度	平成24年度	平成25年度	新生児家庭全戸訪問	179件	153件	143件	未熟児訪問指導	※	※	11件
	平成23年度	平成24年度	平成25年度												
新生児家庭全戸訪問	179件	153件	143件												
未熟児訪問指導	※	※	11件												
効果	<p>県保健所との連携は従前から綿密に図られていたため、事務の実施に関して権限移譲前に特段の支障があったわけではないが、保護者にとっては、母子保健事務に一貫して町職員があたるようになることで、子育てに関する相談窓口が一元化され、より相談しやすい環境となっている。</p> <p>具体的には、未熟児養育医療の手続について、乳幼児医療担当課との連携により、保護者の窓口申請が1回で済むように簡素化された。また、より身近な町の保健師等が母子健康手帳の発行から一貫して関わるようになったことで、保護者が相談しやすい環境をつくり、町が実施している既存の取組(乳幼児健康相談や健康教室など)を、お子さんの状況に応じて適切な時期に紹介することができるようになるなど、サービス向上につながっている。</p> <p>未熟児は発育の遅れが気になったり、療育支援につながったりする場合も多いため、必要な専門相談や療育に関する情報をタイムリーに伝えることが重要である。タイムリーな情報提供を行うことで、保護者がその後の育児に見通しをたてることができるようになり、安心して育児に取り組むことができる環境をつくっている。</p>														
担当課 関連サイト	<p>開成町保健福祉部保険健康課</p> <p>http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/forms/info/info.aspx?info_id=29533&infocat_id=56</p>														

5	育成医療の支給		子育て・福祉・健康 権限移譲
団体名	しまんとちょう 四万十町(高知県)	人口	19,021 人
事例のポイント	<p>○ 四万十町では、従来から障害児に対する一義的な窓口として相談を受け付けているが、育成医療の支給申請については、事務・権限を有しない町役場では対応できないため、申請者は須崎市に設置されている最寄りの高知県福祉保健所まで出向かなければならず、地域によっては、遠距離の申請になるという課題が存在。</p> <p>○ 平成 25 年 4 月、育成医療に係る自立支援医療費の支給に関する事務・権限が都道府県、指定都市及び中核市からすべての市町村へ移譲されたことで、申請者により身近な町役場で対応が可能になり、申請者の利便性向上及び申請者が日常的に相談しやすい環境を実現。</p>		
背景・目的	<p>四万十町では、町内の障害児に対する育成医療の支給申請は、中土佐町を越えて須崎市にある高知県須崎福祉保健所まで出向かなければならず、地域によっては片道 70km を超えるところもあり、申請者にとって利便性が非常に悪かった。</p>		
内容	<p>障害者総合支援法施行令の改正で、平成 25 年 4 月、育成医療に係る自立支援医療費の支給に関する事務が都道府県並びに指定都市及び中核市からすべての市町村に移譲され、身近な町役場で申請できるようになった。</p> 		
効果	<p>障害児の福祉サービスについて、町役場においてワンストップで対応ができるようになったことで、申請者の利便性が向上するとともに、日常的に相談しやすい環境を実現できた。</p> <p>また、育成医療に係る自立支援医療費の支給に当たっては、申請者の所得に応じて自己負担額が異なるため、申請の際に課税証明書の添付を求めているが、申請書中に税情報等の個人情報利用に関する同意欄を設けることで、税務課から直接情報を収集できるようにし、同意した者は添付を省略できるようにするなど、町役場においてワンストップで対応できるようになったことで、申請者の手続負担をさらに軽減するように図ることが可能になった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>四万十町健康福祉課 http://www.town.shimanto.lg.jp/</p>		

6	保育士のいる屋根付き公園「子育ての駅」		子育て・福祉・健康 住民との協働・参画
団体名	<small>ながおかし</small> 長岡市(新潟県)	人口	281,411 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長岡市では、冬場の子どもの遊び場が少ないという住民の声に加え、市民ニーズ調査で、子育て相談や親同士の交流の場が求められていることが判明。 ○ このため、平成 21 年 5 月、基幹的な公園内に全天候型の広場と子育て支援施設を一体化した「子育ての駅てくてく」を開設するなど、市民目線で特色のある「子育ての駅」を開設（4 箇所）。 ○ 子育て支援と公園整備を横断的視点で考えるなど、住民目線で施策を検討・実施することにより、世代を超えた多くの方々に利用（平成 25 年度利用者数は 26 万人以上）される効果。 		
背景・目的	<p>長岡市は雪国であるため、冬場の子どもの遊び場が少ないという声が多かった。また、平成 13 年に開設した「ちびっこ広場」での子育て支援の取組が好評であったことから、市民のニーズ調査を行ってみたところ、子育て相談や親同士の交流の場が求められていることが分かった。</p> <p>そこで、雨や雪の日でも、子どもをのびのびと遊ばせることができるよう、平成 21 年 5 月に信濃川堤防脇の公園内に全天候型の広場と子育て支援施設を一体化した「子育ての駅てくてく」を開設した。</p>		
内容	<p>「子育ての駅てくてく」は、全体面積が約 2 万㎡、施設面積が約 1,300 ㎡であり、施設内には、運動広場、交流サロン、絵本コーナー、赤ちゃんコーナー、相談室、情報コーナー、授乳室、一時保育室が整備されており、親がくつろぎながら周辺で子どもが遊べるように配慮されている。</p> <p>一時保育室は、生後 6 ヶ月から就学前の子どもを対象としており、利用料は 1 時間 300 円である。周辺の病院やショッピングセンターに出かける際に利用できるため、利用者から好評である。また、子育てについての知識を深めるための子育て相談・講座の開催や、子育て中の親同士の交流を深めるための交流イベントの開催も行っている。</p> <p>このほかにも市民目線で特色のある「子育ての駅」を整備しており、平成 22 年 4 月に市民防災拠点機能(防災センター・防災公園)と子育ての駅が融合した「子育ての駅ぐんぐん」、平成 22 年 8 月に一時保育機能と絵本館を併設した「子育ての駅ちびっこ広場」、平成 24 年 7 月に初めて NPO 法人に運営を委託した「子育ての駅とちおすくすく」(栃尾産業交流センター内)を開設した。</p>		
効果	<p>住民に身近な市役所が、子育て支援と公園整備の分野を横断した視点で考えるなど、住民の声を踏まえて、施策を検討・実施しているものであり、世代を超えた多くの方々に利用され、世代を超えた子育て支援の輪が広がっている。(平成 25 年度の 4 施設の合計利用者数は 26 万人以上)。</p> <p>市民からは「雨の日、雪の日、寒い日、暑い日、小さい子から大きい子まで一緒の建物で遊べるのはすごく良い。赤ちゃんが安心して遊べるスペースがあるのも良い」といった感想が寄せられている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>長岡市教育委員会子ども家庭課 http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/k_eki/</p>		

7	「いしかわ子ども総合条例」の制定		子育て・福祉・健康 自主条例の活用
団体名	石川県	人口	1,163,089 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石川県は、子どもが良好な対人関係を築く力を十分に身につけられないまま成長し、いじめ、ニート、虐待などの社会問題が起きている現状に危機感を持ち、平成 19 年 3 月、「いしかわ子ども総合条例」を制定。 ○ 条例では、子育て支援、子どもの健全育成、子どもの権利擁護など、子どもに係る施策について幅広く規定。平成 21 年改正で、原則小中学生に携帯電話を持たせないよう保護者に努力義務（全国初）。 ○ 3 歳未満の子育て家庭の半数以上が、登録した保育園で、子育て支援コーディネーターによる育児相談や一時保育を受けられる「マイ保育園登録制度」を利用。また、中学生の携帯電話所持率は減少傾向（H20:16.2%⇒H24:14.0%）。 		
背景・目的	<p>石川県では、近年、都市化や核家族化に伴い人間関係が希薄化し、子どもに関わる人の手が少なくなったことで、子どもが良好な対人関係を築く力を十分に身につけることができないうまま成長し、いじめ、ひきこもり、ニート、虐待などの社会問題が起きている現状を危機ととらえた。そこで、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を実現するため、平成 19 年 3 月、子育て支援、子どもの健全育成、子どもの権利擁護といった幅広い分野を包含する「いしかわ子ども総合条例」を制定した（同年 4 月施行）。</p>		
内容	<p>この条例の最大の特色は、出生から乳幼児期、青少年期、そして親に至るまで、子どもの育成に関する一貫した総合的な施策について幅広く規定したところである。</p> <p>条例に基づく具体的取組として、保育所の普及率が高いという特性を活かし、全国に先駆けて、身近な保育所を地域の子育て拠点として位置づける「マイ保育園登録制度」を設けた。これは、妊婦や 3 歳未満の子育て家庭が、登録した保育所で、保育士の資格を持つ子育て支援コーディネーターによる育児相談や一時保育を受けられるものである。</p> <p>また、多子世帯の経済的負担の軽減策として、企業の理解・協力を得て、子どもが 3 人以上いる家庭に対して買物の際の割引等特典を提供する「プレミアム・パスポート事業」を、全国に先駆けて実施した。</p> <p>さらに、ワークライフバランスの推進のため、次世代育成支援対策推進法で「一般事業主行動計画」（従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境等の実現に向けた計画や目標を定めたもの）の策定を義務付けている企業の範囲を、石川県では中小企業が多いことを踏まえ、本条例で独自に順次拡大してきた（平成 20 年 4 月～：従業員 100 人以上（法：301 人以上）、平成 25 年 4 月～：従業員 50 人以上（法：101 人以上））。</p> <p>このほか、条例では、平成 21 年の改正において、全国で初めて、防災、防犯その他特別な目的がある場合を除き、小中学生に携帯電話を持たせないよう保護者に努力義務を課すこととした。これは、携帯電話を利用した犯罪に子どもが巻き込まれることを防いだり、子どもをメールやゲームに依存させないことなどを目的としている。</p>		
効果	<p>平成 26 年 3 月現在のマイ保育園の登録児童数は 5,008 名であり、対象者（家庭保育を受ける 3 歳未満の児童）の半数を超えている。子育て支援コーディネーターは 594 名で、約 9 割の保育所に配置されている。利用者からは「子育て支援コーディネーターから適切な育児指導を受けることができ、安心して子育てができる」との声が寄せられている。</p> <p>プレミアム・パスポートは対象世帯のほとんどが所持し、協賛店も 2,200 店舗を超えている。ワークライフバランスの推進に係る一般事業主行動計画は、平成 25 年度から条例で義務化した 50 人～99 人企業のうち、9 割を超える企業が策定している。中学生の携帯電話所持率は、平成 20 年と 24 年に実施した調査結果を比較すると、16.2%から 14.0%へ推移し、減少傾向が見られる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>石川県健康福祉部少子化対策監室 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/plan-jyourei/index-jyourei.html</p>		

8	子育て日本一のまちを目指した協働による取組		子育て・福祉・健康 住民との協働・参画
団体名	おおがきし 大垣市(岐阜県)	人口	163,134 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大垣市は、平成 18 年の合併の際、人口減少社会を課題ととらえ、「子育て日本一のまち」をスローガンに掲げ、行政、学校、地域の人々が協働し、安心して子どもを産み育てる環境整備にあらゆる側面から取組。 ○ 先輩ママなどのボランティアスタッフがアドバイスを行う「子育てサロン」、ハローワーク大垣と連携し就労支援を行う「マザーズコーナー」、地域の民間短期大学と連携した「子育てママ大学」のほか、民間 IT 企業と連携し、子育て支援情報が網羅された Web サイトを運営。 ○ 「子育てサロン」は年間 2 万 5 千人以上に利用されるなど、様々な主体との協働による取組が市民の子育て支援に寄与。 		
背景・目的	<p>平成 17 年、戦後初めて国の総人口が減少に転じ、少子化対策が重要な課題となってきたことから、大垣市は、平成 18 年に上石津町、墨俣町と合併した際に、「子育て日本一のまち」をスローガンに掲げ、子どもたちが健やかで心豊かに育ち、親が子育てに喜びを感じることができるまちを目指している。その実現のために、行政、学校、地域の人々が協働し、安心して子どもを産み育てる環境整備にあらゆる側面から取り組んでいる。</p>		
内容	<p>子育て支援の拠点となっている「子育て総合支援センター」(平成 22 年 10 月開設)では、子育てなんでも相談室を設けているほか、未就学児を対象とした子育てサロンを開催している。子育てサロンは、親同士、子ども同士が交流を持てる場として人気があり、先輩ママがボランティアスタッフとして、子育てのアドバイスや相談に乗っている。</p> <p>また、ハローワーク大垣と連携して、子育てをしながら仕事を探している人を対象にした就労相談「マザーズコーナー」を、毎月 2 回開催している。子育てサロンで遊びながら順番を待ち、相談することができる。</p> <p>このほか、子育てに関する専門的な知識を習得するため、「子育て支援協働事業」により、市と市民団体等が協働で子育て講座を開催したり、市と地域の民間短期大学が連携して子育て講座を開催する「子育てママ大学」を行っている。</p> <p>以上のような子育て支援に関する情報を総合的に案内するため、市と民間 IT 企業が協定を結び、市の子育て支援情報が網羅され、探しやすさ、分かりやすさを重視した子育て総合案内 Web サイト「ママフレ」を平成 25 年 12 月から運営している。</p>		
効果	<p>子育て総合支援センターは、専門機関との連携も行い、育児やしつけなど、何でも相談できる場として育児不安解消の助けになっている(年間約 800 件の相談に対応)。子育てサロンは、子育て総合支援センターも含めて 14 カ所で開催、年間 2 万 5 千人以上の利用がある。土日に開催するサタパパサロンは家族参加型で、イクメンも多く参加し、家族の絆が深まっている。</p> <p>マザーズコーナーでは、「周囲を気にせず子連れで相談できる」と好評であり、平成 25 年度、相談者 86 名中 18 名が就職した。</p> <p>子育てママ大学は、「講義を久しぶりに受講し、学生のころを思い出して楽しく学べた」「自分の子育てに自信が持てるようになった」との声が寄せられており、講座のねらいとしている知的好奇心を刺激する場、子育てに対する自信再発見の場となっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>大垣市子育て支援部子育て総合支援センター http://www.ogaki-kosodate.net/</p>		

9	地価が高い地域の特別養護老人ホームの基準		子育て・福祉・健康 義務付け・枠付けの見直し																
団体名	東京都	人口	13,142,640人																
事例のポイント	<p>○ 東京都では、地価が高く用地が限られる地域での老人ホームの設置を勘案し、平成24年3月、「参酌すべき基準」とされた特別養護老人ホームの廊下幅の独自の基準を条例において策定。</p> <p>○ 入居者等に支障のない形での効率的な老人ホームの設置を可能とし、建築コストを低減。</p>																		
背景・目的	東京都では、特別養護老人ホームの入所希望者が多い反面、特に都心部は地価が高いため、特別養護老人ホームの新規整備は他の地域に比べ適地の取得が困難である。																		
内 容	<p>従来、国の基準では、特別養護老人ホーム(定員30人以上)の廊下幅は、中廊下(廊下の両側に部屋がある廊下)2.7m以上、片廊下(廊下の片側に部屋がある廊下)1.8m以上とされていた。</p> <p>第1次一括法により老人福祉法及び介護保険法が改正され、省令において国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、東京都では外部の有識者を交えた検討委員会を開催して基準の検討を行った。</p> <p>このような検討の結果、平成24年3月、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」及び「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」において、特別養護老人ホーム(定員30人以上)の廊下幅の基準について、定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホーム等の国の基準である中廊下1.8m以上、片廊下1.5m以上と同じ水準で定めることとした(同年8月施行)。</p> <p>< 国の基準と東京都の基準の比較 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設類型</th> <th colspan="2">国基準</th> <th rowspan="2">東京都基準 (※2)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">定員30人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ユニット型</td> <td>原則</td> <td>片廊下1.8m 中廊下2.7m</td> <td rowspan="2">片廊下1.5m 中廊下1.8m</td> </tr> <tr> <td>一部 拡張 (※1)</td> <td>片廊下1.5m 中廊下1.8m</td> </tr> <tr> <td>従来型</td> <td colspan="2">片廊下1.8m 中廊下2.7m</td> <td>片廊下1.5m 中廊下1.8m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 一部を拡張する場合 廊下の一部の幅を拡張することで、入居者・職員等の行き来に支障を生じないと認められる場合</p> <p>※2 既存建物の改修の場合、例外規定がある</p>			施設類型	国基準		東京都基準 (※2)	定員30人以上		ユニット型	原則	片廊下1.8m 中廊下2.7m	片廊下1.5m 中廊下1.8m	一部 拡張 (※1)	片廊下1.5m 中廊下1.8m	従来型	片廊下1.8m 中廊下2.7m		片廊下1.5m 中廊下1.8m
施設類型	国基準		東京都基準 (※2)																
	定員30人以上																		
ユニット型	原則	片廊下1.8m 中廊下2.7m	片廊下1.5m 中廊下1.8m																
	一部 拡張 (※1)	片廊下1.5m 中廊下1.8m																	
従来型	片廊下1.8m 中廊下2.7m		片廊下1.5m 中廊下1.8m																
効 果	地価が高く用地が限られる地域でも入居者等の生活や介護に支障が生じない形で効率的に老人ホームの設置が可能となる。また建築コストの低減にも資する。																		
担当課 関連サイト	東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/tokuyou/index.html																		

10	特別養護老人ホームの食堂の面積・設置基準		子育て・福祉・健康 義務付け・枠付けの見直し
団体名	岡山市(岡山県)	人口	701,923人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山市では、平成24年12月、特別養護老人ホームにおいて、階ごとに居室に近接して食堂を設置することで移動にかかる負担を軽減するため、独自の施設基準を策定。 ○ 食事のたびに階をまたいで移動することがなくなることで、利用者や職員の負担を軽減。 		
背景・目的	<p>岡山市では、特別養護老人ホームの食堂が1階に設置される例が多く、複数階に居室をもつ場合、食事の時間に居室から食堂に移動する際にエレベーターには定員があるため、移動が完了するまでに時間がかかり、介護職員にかかる負担が大きいことが事業者に対する実地指導の際等に散見されていた。</p>		
内容	<p>従来、国が定める基準では特別養護老人ホームの食堂については、機能訓練室と併せて1人当たり3㎡以上とされていた。</p> <p>第1次一括法により老人福祉法及び介護保険法が改正され、国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、平成24年12月、岡山市では「岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」において、食堂のみの面積基準を1人当たり2㎡以上とするとともに、居室がある階ごとに居室に近接して設置する独自の基準を定めた(平成25年4月施行)。</p> <p>なお、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で、入所者の食堂への往来に支障が生じないと認められる場合の例外規定を定めるほか、経過措置として平成25年4月1日において存する施設については、施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除き適用しない旨を定めている。</p>		
効果	<p>複数階で構成される特別養護老人ホームでは、食堂を居室のある階ごとに設置することにより、食事のたびに階をまたがる移動がなくなるため、利用者や職員の負担軽減につながる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>岡山市保健福祉局高齢者福祉課 http://www.city.okayama.jp/hofuku/kourei/kourei_00113.html</p>		

11	地域密着型介護老人福祉施設の居室定員		子育て・福祉・健康 義務付け・枠付けの見直し
団体名	とめし 登米市(宮城県)	人口	84,672人
事例のポイント	<p>○ 登米市では、指定地域密着型介護老人福祉施設に係る国の設備基準では居室の定員が4人以下であったところ、第1次一括法により原則1人とされ、「参酌すべき基準」となった。</p> <p>○ これを受け、平成25年2月、入居希望者の意向や費用負担の面から多床室のニーズがあることを踏まえ、独自の設備基準を策定。</p>		
背景・目的	<p>登米市では、地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について、第1次一括法に基づく条例制定前である平成23年度・平成24年度に7箇所の地域密着型介護老人福祉施設を、入居希望者の意向や費用負担の面からのニーズを踏まえ、多床室として整備した。</p>		
内容	<p>特別養護老人ホームの居室の定員については、従前は4人以下とされていたが、第1次一括法により介護保険法が改正され、それを受けた省令である「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、国の個室・ユニットケアの推進の流れを受け、原則1人とし、例外的に2人と基準が改正された。</p> <p>この基準は「参酌すべき基準」とされたことから、登米市では、平成25年2月、「登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」において、「入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合」には、居室定員を4人以下とすることができると定めた(同年4月施行)。</p> <p>これは、第1次一括法に基づく条例制定前である平成23年度・平成24年度において、7箇所の地域密着型介護老人福祉施設を多床型として整備した際に把握した入居希望者の意向や費用負担の面からのニーズを踏まえ、また、多床室においてもプライバシーに配慮した整備が可能であって、今後個室化への整備も可能であると判断したものである。</p>		
効果	<p>国の個室化の方向性にも対応しつつ、地域の実情や利用者のニーズを踏まえたサービスの提供が可能となった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>登米市市民生活部長寿介護課 http://www.city.tome.miyagi.jp/kurashi/hukushi/kaigoriyodekiru.html</p>		

12	社会福祉施設の非常災害対策		子育て・福祉・健康 義務付け・枠付けの見直し															
団体名	山口県	人口	1,447,499 人															
事例のポイント	<p>○ 山口県では、平成 21 年の豪雨災害の際の特別養護老人ホームでの被害を踏まえ、非常災害対策について検討。</p> <p>○ この結果を踏まえ、国の基準において「参酌すべき基準」とされた社会福祉施設の非常災害対策について、平成 24 年 7 月、条例において独自の基準を施設設置者に義務付け、施設の防災対策を強化。</p>																	
背景・目的	<p>山口県は、平成 21 年 7 月の豪雨災害の際に、特別養護老人ホームが土石流の直撃を受け、7 名の死者を出した教訓を踏まえて、移動が困難な者などに対する災害時の対応をマニュアル化するためのガイドライン(災害要援護者支援マニュアル策定ガイドライン)を県独自に作成していた。</p>																	
内容	<p>従来、社会福祉施設の非常災害対策については、各所管法律ごとに省令において基準が定められ、防災計画の策定、非常災害時の関係機関への通報体制整備、定期的な訓練の実施等が定められていたところ、第 1・2 次一括法により、各基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、平成 24 年 7 月、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」等、社会福祉施設ごとの基準条例において、社会福祉施設の非常災害対策に関する独自の基準を施設設置者に義務付ける規定を追加した(同年 10 月施行)。</p> <p><非常災害対策の内容(国と県の比較)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国基準</th> <th>山口県条例(追加部分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 設備</td> <td>消火設備の設置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>② 計画</td> <td>具体的計画の策定</td> <td>「火災、風水害、地震等の非常災害時の安全確保のために必要な組織体制・行動手順を定めた施設内防災計画」と例示</td> </tr> <tr> <td>③ 通報連絡体制</td> <td>通報・連絡体制の整備、職員周知</td> <td>緊急時の安全確保の体制、市町等との協力体制の整備</td> </tr> <tr> <td>④ 訓練</td> <td>避難・救出等の訓練</td> <td>訓練を踏まえた計画の検証と見直し</td> </tr> </tbody> </table>				国基準	山口県条例(追加部分)	① 設備	消火設備の設置	—	② 計画	具体的計画の策定	「火災、風水害、地震等の非常災害時の安全確保のために必要な組織体制・行動手順を定めた施設内防災計画」と例示	③ 通報連絡体制	通報・連絡体制の整備、職員周知	緊急時の安全確保の体制、市町等との協力体制の整備	④ 訓練	避難・救出等の訓練	訓練を踏まえた計画の検証と見直し
	国基準	山口県条例(追加部分)																
① 設備	消火設備の設置	—																
② 計画	具体的計画の策定	「火災、風水害、地震等の非常災害時の安全確保のために必要な組織体制・行動手順を定めた施設内防災計画」と例示																
③ 通報連絡体制	通報・連絡体制の整備、職員周知	緊急時の安全確保の体制、市町等との協力体制の整備																
④ 訓練	避難・救出等の訓練	訓練を踏まえた計画の検証と見直し																
効果	<p>社会福祉施設の設置者への非常災害対策の義務付けの追加により、施設の防災対策が強化された。</p>																	
担当課 関連サイト	<p>山口県健康福祉部厚政課 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13200/index/</p>																	